

## 定款の変更について

※定款変更について、詳しくは「特定非営利活動法人の管理・運営の手引き」(P55～76)をご確認ください。

### 何を変更するか

#### 認証事項

総会の議決だけでなく「認証」の申請が必要です。

- ①目的、②名称
- ③特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業に関する事項
- ⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るもの）
- ⑩定款の変更に関する事項

#### 定款変更認証申請

##### <提出書類>

- ㊦定款変更認証申請書【1部】
  - ①社員総会の議事録の謄本（議事録のコピー）【1部】
  - ②変更後の定款【2部】
  - ㊧定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書【各年度2部ずつ】
  - ㊨定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書【各年度2部ずつ】
- ※㊧㊨は、「特定非営利活動の種類」又は「事業」を変更する場合のみ提出

所轄庁の審査

所轄庁より定款変更認証書交付

#### 届出事項

総会で議決した内容を「届出」します。

##### 左記

①～⑩以外

#### 定款変更届出

##### <提出書類>

- ㊦定款変更届出書【1部】
- ①定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（議事録のコピー）【1部】
- ②変更後の定款【2部】



## 事業報告書等の提出について

NPO法人は、事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告や決算についての書類を作成し、事務所に据え置き、かつ所轄庁へ提出することが義務付けられています。

4月1日から3月31日までを事業年度とする法人は、関係書類を6月30日までに提出することとなります。

なお、提出につきましては、郵送や電子申請での提出も受け付けています。